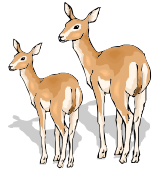


# 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

- 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における被害防止計画の作成
- 被害防止計画を作成した地域に対し、被害防止計画に基づく取組をソフト面、ハード面から総合的に支援

## 被害防止計画に基づく地域の取組を総合的に支援

市町村・複数市町村レベルにおいて被害防止計画の作成



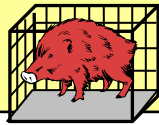
### 計画的・総合的な被害対策の実施

以下の対策を重点的に推進

個  
体  
数  
調  
整

狩猟者の減少に対応して  
農林水産業関係団体職員、市町村職員等  
による狩猟免許の取得

安全で効果的な捕獲を推進するため  
箱ワナの普及促進



捕獲鳥獣の適切な処分を推進するため  
捕獲鳥獣の地域資源としての活用促進

被  
害  
防  
除

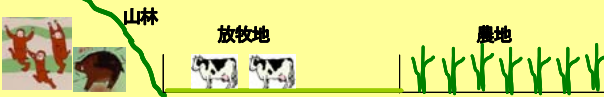
広域地域が一体となって侵入を防止するため  
広域的な防護柵の整備促進

被害防除の取組を強化するため  
犬を活用した追い払い等  
被害防除技術の導入・実証



生  
息  
環  
境  
管  
理

人と鳥獣の棲み分けに配慮して  
緩衝帯の設置(牛の放牧等)等による里地里  
山の整備



被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する  
人材育成

### 鳥獣害防止総合対策事業

個体数調整、被害の防除、  
生息環境管理を総合的に実施

#### ソフト対策

##### 【事業内容】

- ・箱ワナ等の捕獲機材
- ・生息状況調査
- ・追い払い対策
- ・緩衝帯設置 等

##### 【補助率】

定額(上限200万円)

#### ハード対策

##### 【事業内容】

- ・被害防止施設の整備  
(侵入防止柵等の設置)
- ・処理加工施設の整備

##### 【補助率】

1/2以内  
(条件不利地域は55/100  
以内  
沖縄は2/3以内)

##### 【事業実施主体】

地域協議会等

ソフト・ハード一  
体的な取組を支援

### 関連対策

- ・効果的な捕獲技術や防除技術の開発
- ・各種公共事業の目的に応じ、鳥獣害対策の取組を支援
- ・アドバイザーの登録・紹介、被害防止マニュアルの作成・配布

連携